

緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領の制定について（例規）

最終改正 令和4.12.28 例規交企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について（平成7.8.28：警察庁丙規発第15号、警察庁丙交企発第86号、警察庁丙交指発第37号、警察庁丙都交発第81号、警察庁丙運発第20号）の警察庁交通局長通達が制定されたことに伴い、みだしの要領を下記のように定め、平成8年12月12日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領

第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において例によることとされる場合を含む。）又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定による災害応急対策又は緊急輸送を行う車両として使用されるものであることの確認について、当該車両の需要数を事前に把握するとともに、発災時における確認手続の迅速化を図るため、あらかじめ災害対策基本法（昭和35年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和36年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用される車両であることの申出（以下「事前届出」という。）に係る審査を行う場合の手続及び確認手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 災対法等の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 事前届出の対象とする車両

災対法施行令第33条第1項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条において例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認について、事前届出の対象とする車両は、災対法施行令第32条の2第2号（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する車両で次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する車両であること。

ア 災害時において、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画、同条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定

する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

ウ 武力攻撃事態等において、国民保護法第32条に規定する国民の保護に関する基本指針、同法第33条に規定する国民の保護に関する計画、同法第36条に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、同法第10条第1項に規定する国民の保護のための措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

(2) 次のいずれかに該当する車両であること。

ア 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関の長、同条第4号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関（京都府公安委員会と協定を締結した報道機関を含む。以下「災対法指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは災対法指定行政機関等との契約等により常時災対法指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第5号に規定する指定行政機関の長、同条第6号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第7号に規定する指定公共機関及び国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関（京都府公安委員会と協定を締結した報道機関を含む。以下「事態対処法指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは事態対処法指定行政機関等との契約等により常時事態対処法指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関・団体等から調達する車両

(3) 使用の本拠の位置が京都府内にある車両であること。

2 事前届出の手續

(1) 届出書類

ア 届出書類の提出

事前届出は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）に、当該事前届出に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に後記第2の2の(1)のイの届出書類を提出させることにより行うものとする。この場合において、事前届出は、警察庁、京都府又は京都府警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

イ 届出書類の内容

届出書類は、緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1。以下「届出書」という。）正副2通とする。この場合において、届出書には、それぞれ災対法指定行政機関等又は事態対処法指定行政機関等（以下「行政・公共機関等」と総称する。）が保有する車両に係る事前届出にあつては自動車検査証記録事項が記載された書面を、行政・公共機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出にあつては自動車検査証記録事項が記載された書面及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付しなければならない。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出書の送付等

(ア) 警察署長は、事前届出を受理したときは、届出書類が所定の要件を具備していることを確認の上、届出書正本を交通規制課長に送付するものとする。この場合において、警察署長は、届出書及び緊急通行車両等事前届出書受理簿・届出済証交付簿（別記様式第2。以下「受理簿・交付簿」という。）に記号、受理番号、受理年月日等所要の事項を記載しなければならない。

(イ) 前記第2の2の(2)のアの(ア)の記号は、その年次の末尾（末尾の数が0の場合は2けた）の「数字」、京都府警察文書規程（平成13年京都府警察本部訓令第29号）別表第4に規定する所属の略名及び「事前」の順に付するものとし、受理番号は警察署ごとの年次別一連番号とする。

イ 審査

前記第2の2の(2)のアの(ア)の規定による送付を受けた交通規制課長は、事前届出に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうか次の事項について審査するものとする。

(ア) 第2の1の事前届出の対象とする車両に該当しているか。

(イ) 第2の1の(1)のア、イ又はウの計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）、車両の使用者等が適正であるか。

ウ 届出済証の交付

交通規制課長は、前記第2の2の(2)のイの審査の結果、緊急通行車両に該当するものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記様式第1。以下「届出済証」という。）を作成し、当該事前届出を受理した警察署長を経由して届出者に交付するものとする。この場合において、交通規制課長は、届出済証には前記第2の2の(2)のアの(ア)後段の記号及び受理番号を届出済証の交付番号として記載するとともに、受理簿・交付簿に届出済証の交付年月日等所要の事項を記載しなければならない。

エ 届出済証の再交付

(ア) 警察署長は、届出済証の交付を受けた者から、届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、緊急通行車両等事前届出済証再交付申請書（別記様式第3。以下「再交付申請書」という。）正副2通に届出書を添えて提出させるものとする。この場合において、再交付の申請の理由が届出済証の汚損又は破損であるときは、当該汚損又は破損に係る届出済証を提出させなければならない。

(イ) 前記第2の2の(2)のエの(ア)の規定による提出を受けた警察署長は、必要な事項を確認の上、再交付申請書の正本及び当該再交付の申請に係る汚損し、又は破損した届出済証を交通規制課長に送付するものとする。

(ウ) 前記第2の2の(2)のエの(イ)の規定による送付を受けた交通規制課長は、再交付の必要があると認めるときは、新たな届出済証を作成し、当該再交付の申請を受理した警察署長を経由して申請者に再交付するものとする。この場合において、当該届出済証の右上部には、「再」と朱書しなければならない。

(エ) 警察署長は、届出済証の再交付を受けた者が、当該届出済証の再交付を受けた後において亡失した届出済証を発見し、又は回復したときは、当該亡失した届出済証を速やかに返納させるものとする。この場合において、警察署長は、届出済証の返納があ

ったときは、当該届出済証を交通規制課長に送付しなければならない。

オ 変更の届出

- (ア) 警察署長は、届出済証の交付を受けた者から、届出書の記載事項に変更が生じた旨の申出を受けたときは、記載事項変更届出書（別記様式第4。以下「変更届出書」という。）を正副2通提出させるものとする。この場合において、変更届出書には、当該変更の届出に係る届出済証及びその記載事項の変更の確認に必要な書類を添付させなければならない。
- (イ) 前記第2の2の(2)のオの(ア)の規定による提出を受けた警察署長は、変更届出書が所定の要件を具備していることを確認の上、変更届出書正本及び当該変更の届出に係る届出済証を交通規制課長に送付するものとする。
- (ウ) 前記第2の2の(2)のオの(イ)の規定による送付を受けた交通規制課長は、変更事項を確認の上、当該変更の届出に係る届出書に変更事項を記載し、送付を受けた届出済証の右上部に「変」と朱書した後、届出済証及びその写しを変更の届出を受理した警察署長に送付するものとする。
- (エ) 前記第2の2の(2)のオの(ウ)の規定による送付を受けた警察署長は、届出済証を申請者に交付するものとする。

カ 届出済証の返納

警察署長は、届出済証に係る車両が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出済証の交付を受けた者に速やかに届出済証を返納させるものとする。

- (ア) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (イ) 廃車となったとき。
- (ウ) 緊急通行車両として必要でなくなったとき。

キ 事前届出の処理経過

交通規制課長及び警察署長は、受理簿・交付簿その他必要な簿冊を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付及び再交付、変更の届出並びに届出済証の返納に関する事務処理の経過を明らかにしておかなければならない。この場合において、交通規制課長は、受理簿・交付簿を所属別に区分して整理しなければならない。

3 自衛隊車両等の特例

前記第2の2の(1)のアの規定にかかわらず、自衛隊、前記第2の1の(2)のア又はイの報道機関その他交通部長が指定する車両に係る事前届出の手続は、交通規制課長が行うものとする。この場合においては、第2の2の(1)のイ、同(2)のアからウ及び同エの(ア)、(ウ)及び(エ)、同オの(ア)、(ウ)及び(エ)並びに同カの規定を準用する。

4 確認の手続

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認の申請

- (ア) 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、届出済証の交付を受けている車両について、災対法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認の申請があったときは、届出済証の交付を受けていない車両についての確認の申請に優先して確認を行うものとする。この場合において、確認に必要な審査は省略するものとする。

(イ) 確認の申請は、緊急通行車両等確認申請書（別記様式第5。以下「確認申請書」という。）正副2通に届出済証を添えて提出させて行うものとし、交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

イ 確認標章及び確認証明書の交付等

(ア) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行ったときは、緊急通行車両等確認申請書受理簿（別記様式第6）に交付番号等所要の事項を記載し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認標章（以下「確認標章」という。）及び災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。この場合において、交付番号は、所属ごとの年次別一連番号とする。

(イ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、前記第2の4の(1)のイの(ア)の規定により確認標章及び確認証明書を交付したときは、緊急通行車両等確認通報書（別記様式第7。以下「通報書」という。）により、その旨を速やかに交通規制課長に通報しなければならない。この場合において、当該通報書には、確認申請書正本及び届出済証を添付しなければならない。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

ア 確認の申請

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けていない車両について、災対法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認の申請があったときは、次の事項について審査するものとする。

(ア) 第2の1の(1)及び(2)に規定する車両に該当しているか。

(イ) 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）及び使用者等が適正であるか。

イ 確認の申請は、確認申請書正副2通を提出させて行うものとする。この場合において、確認申請書には、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、行政・公共機関等の上申書等）の写しを添付しなければならない。

ウ 確認標章及び確認証明書の交付等

第2の4の(1)のイの規定は、届出済証の交付を受けていない車両の確認に係る確認標章及び確認証明書の交付について準用する。この場合において、第2の4の(1)のイの(イ)中「確認申請書正本及び届出済証」とあるのは「確認申請書正本」と読み替えるものとする。

(3) 緊急通行車両として通行を認める区間及び期間

ア 緊急通行車両として通行を認める区間は、交通規制課長等が必要があると認める区間とする。

イ 緊急通行車両として通行を認める期間は、5日を超えない範囲内で交通規制課長等が必要があると認める期間とする。ただし、災害の規模、被災状況、道路の復旧状況等から特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 行政・公共機関等に対する指導

交通規制課長等は、行政・公共機関等に対して、事前届出の手續、確認の手續、届出済証と自動車検査証との一体的保管等について指導を行うものとする。

第3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の取扱い

1 事前届出の対象とする車両

地震法施行令第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認について、事前届出の対象とする車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 地震法第9条第1項の規定による警戒宣言の発令時において、地震法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。
- (2) 災対法指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下同じ。）が保有し、若しくは災対法指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (3) 使用の本拠の位置が京都府内にある車両であること。

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出手続、確認手續等に関する規定の準用

第2の2から5までの規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認の手續等について準用する。この場合において、第2の2の(2)のイ、ウ及びカ中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、第2の4の(1)のイの(ア)中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認標章」とあるのは「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）別記様式第6の緊急輸送車両確認標章」と、「災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、第2の4の(3)中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両

地震法第24条に規定する緊急輸送を行う車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条第1項に規定する警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

(様式省略)